⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : UENO Eiji, Director General of Hokuriku Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Unoke drainage pump station. The Kahokugatashuhen Land Disaster Prevention project
⑷　Time limit for the submission of application forms : 12 : 00 P.M. 20 August, 2025
⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 3 October, 2025, in case of submission by document : 5 : 00 P.M. 3 October, 2025
⑹　Contact point for tender documentation : ISHIHIRA Meguru, Technical Review Section, Design Division, Rural Development Department, Hokuriku Regional Agricultural Administration Office, 2―2―60 Hirosaka, Kanazawa city, Ishikawa Prefecture, 920―8566, Japan. TEL 076―263―2161 ex. 3523

別表１　入札手続に係る期間等
①　入札説明書の交付期間　令和７年７月30日から令和７年８月20日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②　申請書の提出期間　令和７年７月31日から令和７年８月20日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
③　入札書及び確認資料の提出期間　令和７年９月30日から令和７年10月３日午後５時まで。
④　開札日時　令和７年11月27日午前10時
⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和７年11月６日から令和７年11月26日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。
※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１項に規定する行政機関の休日をいう。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年７月30日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
佐藤　由美

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　外務本省改修㉕エレベーター設備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関２－２－１
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる機械設備工事を施工する。
敷地面積　34,423㎡
建物用途　庁舎
構造・階数・建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上８階、地下１階　延べ面積　21,727㎡
工事種目　エレベーター設備工事、撤去工事
主な内容　外務本省のエレベーター設備（６台）の更新
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。
全体工期：契約締結日の翌日から令和10年３月15日（工事完了期限）まで
⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。
⑺　本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。
なお、電子契約システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒁　本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（通期の週休２日は必須）である。
⒂　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒃　本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒄　本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
⒆　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和７・８年度における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成22年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たすエレベーター設備工事（新設又は更新）を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成22年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。